

九州大学附属図書館視聴覚ホール使用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学附属図書館視聴覚ホール及び新館4階会議室(以下「視聴覚ホール等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 視聴覚ホール等は、附属図書館の会議及び行事に使用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の使用を妨げない範囲において、本学の研究教育の実施に必要な会議や行事等に使用することができる。ただし、図書館の静謐な環境を乱すような行事等には使用できない。

(使用時間)

第3条 視聴覚ホール等の使用時間は、平日、土曜日、日曜日及び祝日を問わず午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の時間には、準備時間及び片付け時間を含むものとする。

(使用の申込及び許可)

第4条 視聴覚ホール等を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、遅くとも使用予定日の1週間前までに、使用日時、使用目的等を図書館ホームページから申請するものとする。

- 2 前項の申請内容について、第2条第2項に定める事項との適否等を検討し、その結果を使用者に通知するものとする。

(使用上の注意事項)

第5条 視聴覚ホール等の使用にあたっては、十分な注意をもって使用すると共に、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守すること。
- (2) 移動した机、いす、備品等は現状に戻すこと。
- (3) 退出する際は、電気のスイッチ、戸締り等を確認し、図書館企画課庶務係へ連絡すること。
- (4) 喫煙は、指定された場所で行うこと。
- (5) 4階ラウンジを除き建物内での飲食は行わないこと。

(使用の許可の取り消し)

第6条 使用者が虚偽の申請をしたとき又は前条の注意事項を遵守しなかったときは、使用の許可の取り消し又は以後の申請の許可をしないことができる。

(経費)

第7条 視聴覚ホール等の使用に係る経費は、別表に定めるとおりとする。

(損害賠償)

第8条 使用者が故意又は過失により、施設又は設備を破損又は減損したときは、その損害を弁償しなければならない。

第9条 この内規に定めるもののほか、視聴覚ホール等の使用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1. この内規は、平成22年8月9日から施行する。
2. 九州大学附属図書館視聴覚ホール使用内規（昭和63年7月1日施行）、九州大学附属図書館視聴覚ホール使用細則（昭和63年7月1日施行）及び視聴覚ホールの休業日使用許可等について（平成9年3月17日館長決裁）は、廃止する。

（別表）

1. 視聴覚ホール （単位：円）

	半日利用			1日利用		
	使用料	冷房使用時	暖房使用時	使用料	冷房使用時	暖房使用時
電 気 料	456	3,230	4,096	911	6,452	8,187
上水道料	4,106	4,112	4,096	8,203	8,212	8,187
合 計	4,562	7,342	8,192	9,114	14,664	16,374

2. 新館4階会議室 （単位：円）

	半日利用			1日利用		
	使用料	冷房使用時	暖房使用時	使用料	冷房使用時	暖房使用時
電 気 料	90	1,100	1,200	180	2,200	2,400
上水道料	820	820	820	1,640	1,640	1,640
合 計	910	1,920	2,020	1,820	3,840	4,040